

令和6年度 着 手

令和7年度 計画変更

県営かんがい排水事業（保全合理化型）
中江東地区 事業計画概要書

第1章 目的

本地域は昭和55年度から平成8年にかけて実施された県営かんがい排水事業により、耕地の汎用化、高能率な機械化営農が可能となる農業基盤の整備と生産性の高い農業の確立と農村環境の整備拡充が行われている。

しかしながら、本地区の揚水機場は経年劣化に伴うポンプ及び附帯設備の経年劣化による不具合により、揚水機場の運用に不安があり、設備の維持などに相当の維持管理労力を要している。

このため、揚水機場内の設備を整備・更新し、揚水機場の運用上の問題の解決と、維持管理の省力化を図り、農業経営を安定化することを目的とする。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び現況

高須輪中地域は、岐阜県最南端-西南濃地域の海津市に位置し、南北に1級河川木曾三川が流下し、北部を輪中堤で囲まれた農村地域であり、河川三角州帯の典型的輪中地帯で、東西約4km、南北20kmの一大水郷地帯を形成している。

中江東揚水機場はこのうち海津市南部の五町地区に設置されている。

2. 地質及び土壌

本地区の土壌は大半がグライ土壌であり、排水が不良である。

3. 気象

本地区は表日本気候に属し、比較的温暖な気候で、年平均気温は約16.0℃、年間降水量は約1,963mmである。

4. 水利状況

過去の県営かんがい排水事業 長良川地区で揚水機場が整備され、用排水の分離がなされている。

5. 営農状況

営農組織・農業法人により、集団的栽培が行われている。

6. 地域環境の概況

地形は平坦で標高は-0.7m～+3.0m、南北勾配は1/2,000～1/10,000の傾斜をなしている。

海拔0m地帯である。

第3章 基本計画

1. 事業面積

用途	現況 (ha)	計画 (ha)
水田	194.7	194.7
畑	7.4	7.4
計	202.1	202.1

※登記簿及び高須輪中土地改良区からの聴取りによる

2. 土地利用計画

本地区は水稲及び施設畑を主体とした営農地帯である。そのため、本事業により、水稲及びその他作物の作付けを向上させる計画である。

3. 主要工事計画

本地区は、昭和55年から平成8年にかけて実施された県営かんがい排水事業により、農業基盤の整備と生産性の高い農業確立等が行われているが、施設整備後約40年が経過し、揚水機場などの施設の老朽化が進行している。そのため、揚水機場等の改修を行う。

工種	構造	数量	備考
揚水施設工	立軸斜流ポンプ(口径φ350mm) 補修工	1基	
	(補修工)	(1基)	
	電動機(75kW) 更新	2基	
	小ポンプ(口径φ250mm) 取替工	1基	
	電気設備(配電盤) 更新	1式	

4. 工期

令和6年度～令和9年度

5. 環境配慮等

既存の揚水機場の整備・補修であるため、大きな環境変化はない。自然環境に大きな影響を与えるような要因の整備内容ではなく、特別に配慮を要する動植物は確認されていないため、これに配慮する工法は必要としない。但し、施工時は環境美化に努め、濁水等が発生する場合は路面などの汚染を清掃し、汚泥の拡散防止を図る。

第4章 工事又は管理の要領

1. 工事

本工事は県営事業として、一般競争入札により請負施工する。

2. 管理すべき施設

区分	面積・数量	構造	備考
計画範囲	202.1ha		
揚水機場整備	1 機場	立軸斜流ポンプ 三相誘導電動機 電気設備盤類	

3. 管理予定者

岐阜県は、県営かんがい排水事業中江東地区の施設を高須輪中土地改良区に譲渡し、高須輪中土地改良区は当該施設の維持管理をするものとする。

第5章 換地計画の要領

該当しない

第6章 費用の概算

工事費	(13,000 千円)
大ポンプ NO.1 オーバーホール	25,000 千円
(電動機 NO.1 オーバーホール)	(4,000 千円)
電動機 NO.1、NO.2 更新	50,000 千円
	(11,000 千円)
小ポンプ更新	15,000 千円
	(122,000 千円)
電気設備更新	180,000 千円
測量試験費	10,000 千円
小計	(160,000 千円)
	280,000 千円
	(3,200 千円)
工事雑費	5,600 千円
	(8,000 千円)
地方事務費	14,000 千円
合計	(171,200 千円)
	299,600 千円

第7章 効用

区分	年総効果額	年総増加所得額
作物生産効果	(45,692 千円) 48,157 千円	(50,827 千円) 53,566 千円
営農経費節減効果	(△5,462 千円) △5,795 千円	-
維持管理費節減効果	(△2,670 千円) △2,569 千円	(44 千円) 46 千円
国産農産物安定供給効果	(11,508 千円) 11,778 千円	-
計	(49,068 千円) 51,571 千円	(50,871 千円) 53,612 千円
総費用	(677,429 千円) 884,216 千円	
総便益	(1,008,123 千円) 1,059,550 千円	
総費用総便益比	(1.48) 1.19	
総所得償還率	(8.07) 12.26	
増加所得償還率	0.01	

第8章 数区に分けた場合にはその旨と理由

該当なし

第9章 他の事業との関係

該当なし

第10章 計画概要図

別添のとおり

事業費の負担区分の予定及び地元負担の予定基準

1. 事業費の負担区分の予定

(単位：千円)

区分		国庫補助		県費補助		市町村負担		地元負担		計
		金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	
事業費	工事費	(80,000)	50	(49,600)	31			(30,400)	19	(160,000)
		140,000		86,800		53,200	280,000			
	工事雑費			(3,200)	100					(3,200)
	計	(80,000)		(52,800)				(30,400)		(163,200)
		140,000		92,400				53,200		285,600
事務費	事務費			(8,000)	100					(8,000)
				14,000		14,000			14,000	
	事務費計			(8,000)						(8,000)
	合計	(80,000)		(60,800)				(30,400)		(171,200)
		140,000		106,400				53,200		299,600

2. 土地改良法第91条第4項の規定による地元分担金の納入方法

本事業の施行に係る地域の高須輪中土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第91条第4項の規定により、岐阜県が法第3条に規定する資格を有するものに対する分担金に変えて、当該土地改良区にこれを相当する額として分担させる金額として徴収する金銭を岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和33年条例第4号）に従い、岐阜県へ納入する。

3. 地元負担の予定基準

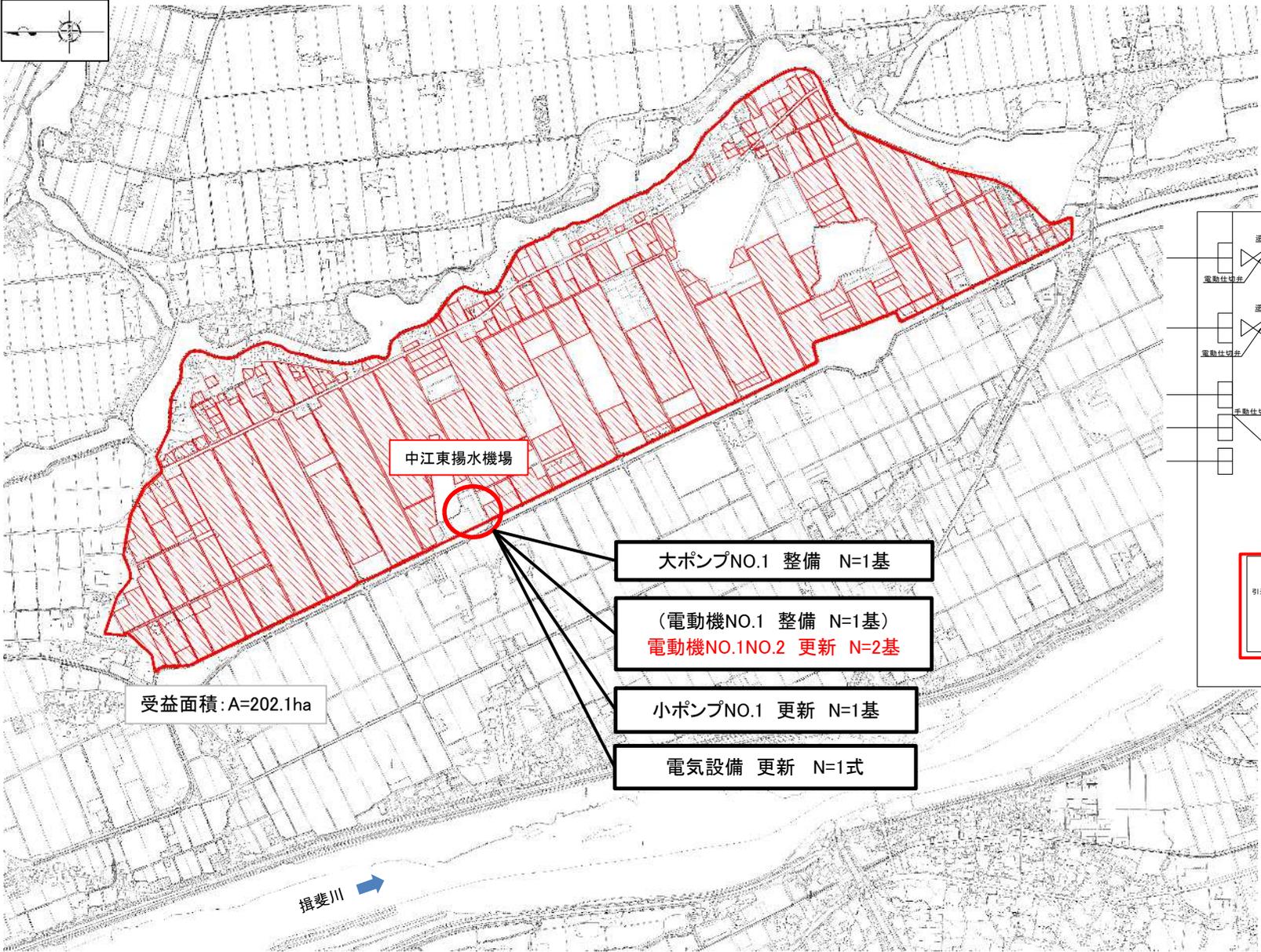
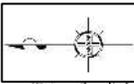
高須輪中土地改良区は、定款に定めるところにより、本事業の施行地域内の農用地につき地積割を基準として賦課する。

4. 特別徴収金に関する事項

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の完了につき、法第113条の3第3項の規定による公告日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定したときその指定した年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外への転用が行われる場合、又は当該県営土地改良事業により畑として区画形質が変更され、若しくは造形された農地についての開田が行われる場合には、この事業につき国から交付された補助金の額に県が負担した額を加えた額を当該地域内の土地の面積に割り振って得られた額の範囲内で、法第91条の2の規定により、当該転用農地及び開田農地につき法第3条に規定する資格を有するものから、特別徴収金を徴収することがある。

別添

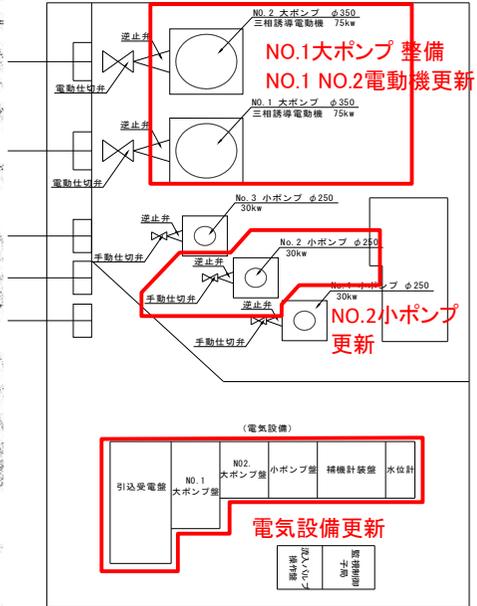
中江東地区 計画概要図



中江東揚水機場

受益面積: A=202.1ha

- 大ポンプNO.1 整備 N=1基
- (電動機NO.1 整備 N=1基)
電動機NO.1NO.2 更新 N=2基
- 小ポンプNO.1 更新 N=1基
- 電気設備 更新 N=1式



凡例	
	計画箇所
	受益範囲